

一般競争入札実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、茨城県が発注する建設工事において実施する一般競争入札に関し、別に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

(対象工事)

第2条 一般競争入札を実施する対象工事は、原則として1件につき予定金額が1千万円以上の全ての工事とする。ただし、政府調達に関する協定が適用される調達において実施するものについては別に定めるものとする。

2 建設工事の執行に関する事務を分掌する課又は所の長（以下「工事担当課所長」という。）は、特定建設工事共同企業体のみを指名する工事以外の工事で、特別な事由があり一般競争入札にすることが適当でないと認められるものについては、一般競争入札対象除外決定伺い（様式第1号）により、別に定める入札委員会（以下「委員会」という。）に諮り一般競争入札にしないことができるものとする。

(競争参加資格)

第3条 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の6第1項の「入札に参加する者に必要な資格」として次に掲げる事項を公告するものとする。

- (1) 令第167条の4第1項の規定に該当していない者及び同条第2項の規定に基づく茨城県の入札参加制限を受けていない者であること。
- (2) 茨城県建設工事入札参加資格審査要項に基づく一般競争入札参加資格の認定を受けていること。
- (3) 対象工事の業種に係る建設工事入札参加資格者名簿に登載された格付けが指定の等級であること。必要に応じ、対象工事の業種に係る建設工事入札参加資格者名簿に登載された総合点数が一定数値以上であること。（個別の工事に応じて明示する。）
- (4) 対象工事の業種に係る建設工事入札参加資格者名簿に登載された年間平均完成工事高が一定額以上であること。（個別の工事に応じて明示する。）
- (5) 対象工事と同種又は類似の工事について元請として施工実績があること。（個別の工事に応じて同種又は類似工事の内容、規模等をできるだけ詳細に明示する。）
- (6) 茨城県発注の工事について元請として施工実績があること。（個別の工事に応じて工事の内容、規模等を明示する。）
- (7) 対象工事に配置を予定する主任技術者又は監理技術者若しくは建設業法（昭和24年法律第100号）第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者（以下「特例監理技術者」という。）が適正であること。（個別の工事に応じて技術者の資格及び工事経験等を明示する。）
- (8) 対象工事が特に高度な施工技術を必要とするもの（以下「施工計画審査型」という。）である場合は、施工計画が適正であること。（個別の工事に応じて施工計画の内容等を明示する。）

- (9) 茨城県内又は一定地域内に、建設業法に基づく主たる営業所（本店）又は営業所（支店等）があること。（必要に応じ個別の工事において明示する。）
- (10) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。（茨城県知事が一般競争入札参加資格の再認定をした者を除く。）
- (11) 茨城県建設工事請負業者等指名停止等措置要領に基づく指名停止措置を受けている期間中でないこと。
- (12) 対象工事に係る設計業務等の受託者又は受託者と資本若しくは人事面において関連がある者でないこと。
- (13) 対象工事の業種について、契約締結日から1年7月以内の審査基準日の経営事項審査（建設業法第27条の23第1項に定めるものをいう。）を受けている者であること。
- (14) その他必要と認められる事項。

（資格要件等の決定）

第4条 工事担当課所長は、単体又は経常建設工事共同企業体の場合は一般競争入札参加資格要件決定伺い（様式第2号）により、特定建設工事共同企業体の場合は茨城県特定建設工事共同企業体結成対象事務処理要領（平成5年土木部長決裁）に定める特定建設工事共同企業体結成条件決定伺いにより委員会に諮り、個別の工事に応じた資格要件等を決定するものとする。

なお、この場合は、原則として入札に参加できる者が30者以上（委員会の承認を得た場合を除く。）とすること。

- 2 入札に参加する者の茨城県内又は一定地域内に建設業法に基づく主たる営業所（本店）の所在地を規定する地域要件の設定については、原則として別表によるものとし、その運用については別に定めるところによる。

（入札の公告）

第5条 公告は、別記の標準公告例に準じ、茨城県公共事業情報センター、工事担当課及び工事担当事務所（以下「公共事業情報センター等」という。）並びにインターネットにおいて掲示する方法により行うものとする。

- 2 図面及び仕様書は、公告と同時に茨城県公共事業情報センター等に備え置き、閲覧又は貸出に供することとする。

（申請書及び資料の提出）

第6条 一般競争入札に参加を希望する者は、競争参加資格確認申請書（様式第3号。以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（様式第4号。以下「資料」という。）を次により提出しなければならない。

- (1) 提出期限は、公告の日を含め10日（茨城県の休日定める条例（平成元年茨城県条例第7号）第1条に規定する県の休日（以下「休日」という。）を除く。）以上経

過した後の所定の期日とする。

(2) 提出場所は、所定の場所とする。

(3) 申請書及び資料の提出は、提出場所へ持参又は郵送若しくは電子メール（いばらき電子申請・届出システム等の県が使用するシステムを含む。以下同じ。）により行うものとする。

(4) 前3号に掲げる事項は、公告において明らかにするものとする。

（資料作成説明会及び資料のヒアリング）

第7条 工事担当課所長は、対象工事が施工計画審査型である場合において、必要があると認めるときは、委員会に諮り、資料作成説明会及び資料のヒアリング（以下「資料説明会等」という。）を実施することができるものとする。

2 前項の資料説明会等を実施する場合は、その旨を公告において明らかにするものとする。

（競争参加資格の確認）

第8条 工事担当課所長は、一般競争参加資格決定伺い（様式第5号）により委員会に諮り、競争参加資格の有無について確認を行うものとする。

2 確認は、入札に参加しようとする者が競争参加資格の確認の申請を行った日現在をもって行うものとする。

（施工計画の審査）

第9条 工事担当課所長は、施工計画審査型である場合においては、委員会に諮る前に、施工計画の適否について委員会に設ける技術審査部会に諮るものとする。

（確認結果の通知）

第10条 工事担当課所長は、資格の確認結果を競争参加資格確認通知書（様式第6号）により、申請書提出期限日から原則として8日（休日を除く。）以内に通知するものとする。

（競争参加資格がないと認められた者に対する理由の説明）

第11条 競争参加資格がないと認められた者は、前条の通知を受けた日の翌日から起算して7日以内（休日を除く。）に、資格がないと認めた理由について、工事担当課所長に対して説明を求めることができる。

2 前項の説明を求める場合は、書面（様式は別に定める。以下「申立書」という。）を持参又は郵送若しくは電子メールにより行うものとする。ただし、郵送によるものは、書留等配達日の特定ができるものでなければならない。

3 工事担当課所長は、原則として申立書が提出された日の翌日から起算して5日以内（休日を除く。）に説明を求めた者に対し、書面により回答するものとする。

4 工事担当課所長は、第1項に規定する申立期間の経過その他客観的かつ明白に申立ての適格を欠くと認められるときは、その申立てを却下するものとする。

(入札の執行)

第12条 入札参加者は、入札の執行に先立ち競争参加資格確認通知書の写しを、入札に際し入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳書(様式は別に定める。)を提出するものとする。

なお、郵送又は電子メールによる入札の場合における工事費内訳書の提出の方法については、別に定めるものとする。

2 入札を執行する者は、工事費内訳書を別に定める確認方法により、開札と同時に確認するものとする。

3 入札執行回数は、1回とするものとする。

4 前各項に掲げる事項及び落札者の決定方法については、公告において明らかにするものとする。

5 郵送又は電子メールによる入札の場合においては、入札を執行する者は開札の際に当該入札事務に関係のない職員を立ち合わせなければならない。

6 前項の職員は、立ち会いを証するため、立会人記録書(様式第7号)を作成しなければならない。

(入札の無効)

第13条 競争参加資格のない者のした入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者の入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

2 競争参加資格確認通知書により競争参加資格があると認められた者であっても、確認の日から開札予定日までの間に指名停止措置を受けた者のした入札は無効とする。

3 前各項に掲げる事項は、公告において明らかにするものとする。

(入札参加者の公表等)

第14条 工事担当課所長は、競争入札参加資格確認通知書の交付者名及び内容は、契約前には公表しないものとする。

(入札に至るまでの手続き)

第15条 入札に至るまでの標準的な手続きは、別記一般競争入札のフロー図のとおりとする。

(補則)

第16条 提出された資料は、返却しない。また、公表又は提出者に無断で他の目的に使用しないものとする。

(電子情報処理組織を使用して行う入札等の手続)

第17条 県の使用に係る電子計算機と入札に参加し、又は参加しようとする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用して行う入札等の手続については、この要領の規定にかかわらず、別に定めるところによる。

付 則

この要領は、平成 7 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要領は、平成 7 年 7 月 3 日から施行する。

付 則

この要領は、平成 1 1 年 6 月 1 日から施行する。

付 則

この要領は、平成 1 4 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要領は、平成 1 5 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要領は、平成 1 6 年 5 月 7 日から施行する。

付 則

この要領は、平成 1 8 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要領は、平成 1 9 年 6 月 1 日から施行する。

付 則

この要領は、平成 2 2 年 1 1 月 1 日から施行する。

付 則

この要領は、平成 2 4 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 2 条第 1 項及び第 4 条第 2 項の規定は同年 6 月 1 日から施行する。

付 則

この要領は、平成 2 6 年 7 月 1 日から施行する。

付 則

この要領は、平成 2 7 年 1 1 月 1 日から施行する。

付 則

この要領は、令和 3 年 1 月 1 日から施行する。

付 則

この要領は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 4 年 1 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

入 札 公 告

地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号。以下「令」という。）第１６７条の６の規定に基づき、一般競争入札について次のとおり公告する。

年 月 日

茨城県知事

1 入札対象工事

- (1) 工事名
- (2) 工事場所
- (3) 工事概要
(規模、構造、工法等を記載すること。)
- (4) 工 期 日 間
- (5) 建設工事の種類（業種区分）

2 競争参加資格

本工事の入札に参加する者に必要な資格は、次のとおりである。

- (1) 令第１６７条の４第１項の規定に該当していない者及び同条第２項の規定に基づく茨城県の入札参加の制限を受けていない者であること。
- (2) 茨城県建設工事入札参加資格審査要項（平成７年茨城県告示第４７３号）に基づき、一般競争入札参加資格の認定を（単体又は経常建設共同企業体）として受けている者であること。
- (3) （建設工事の種類）工事について、（ ・ 年度）建設工事入札参加資格者名簿に登載された格付けが 等級であること。
(かつ、)（ ・ 年度）建設工事入札参加資格者名簿に登載された総合点数が、
点以上の者であること。（いずれか又は双方を指定すること。）
- (4) ((3)に掲げる建設工事の種類)について、（ ・ 年度）建設工事入札参加資格者名簿に登載された年間平均完成工事高が 円以上の者であること。
- (5) (地域名)内において、(発注者名)の発注した一件の規模が 円以上の(同種又は類似の工事の内容を詳細に)工事のうち、年 月 日から 年 月 日の期間に竣工した工事を元請として施工した実績があること。(共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が２０％以上の場合のものに限る。)
- (6) 茨城県が発注した一件の規模が 円以上の(工事の内容を詳細に)工事のうち、年 月 日から 年 月 日の期間に竣工した工事を元請として施工した実績があること。(共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が２０％以上の場合のものに限る。)
- (7) 次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を対象工事に専任で配置できること。(ただし、建設業法(昭和２４年法律第１００号)第２６条第３項ただし書

又は建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第27条第2項に該当する場合は専任での配置を要しない。）（技術者が専任を要する工事の場合に専任での配置とすること。）

- (ア)（代表的な資格の名称）の資格を有する等、（(3)に掲げる建設工事の種類）について、建設業法第26条に規定する者であること。
- (イ) 監理技術者又は建設業法第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者（以下「特例監理技術者」という。）にあつては、監理技術者資格者証を有し、監理技術者講習を修了している者であること。
- (ウ)（発注者名）の発注した（同種又は類似の工事の内容を詳細に）工事のうち、
年 月 日から 年 月 日の期間に竣工した工事を、元請の（主任（監理）技術者等、詳細に）として施工した経験を有する者であること。
- (エ) 直接的かつ恒常的な雇用関係があり、競争参加資格申請のあった日以前に3月以上の雇用関係がある者であること。（技術者専任を要する工事（災害復旧工事を除く。）の場合に3月以上とすること。）
- (オ) 競争参加資格の確認申請時に、建設業許可における営業所の専任技術者でないこと。（技術者が専任を要する工事の場合に記載すること。）
- (カ) 競争参加資格の確認申請時に、建設業許可における営業所の専任技術者である場合は以下の条件を満たす者であること。
- ・対象工事を落札した場合に契約を締結する営業所に属する営業所の専任技術者であること。
 - ・工事箇所及び属する営業所が茨城県内であること。
- （技術者が専任を要しない工事の場合に記載すること。）
- (キ) 競争参加資格の確認申請時に、建設業許可における建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第7条第1号に規定する常勤役員等及び当該常勤役員等を直接に補佐する者（経營業務の管理責任者等）でないこと。（技術者が専任を要する工事の場合に記載すること。）
- (ク) 現在他の工事に配置されている主任技術者又は監理技術者若しくは建設業法第26条第3項ただし書による監理技術者の職務を補佐する者（以下「監理技術者補佐」という。）にあつては、工期の始期日から配置でき、かつ本工事の着手日において専任で配置できること。（ただし、建設業法第26条第3項ただし書又は建設業法施行令第27条第2項に該当する場合は専任での配置を要しない。）（技術者が専任を要する工事の場合に専任での配置とすること。）
- (ケ) 本工事における配置予定技術者を申請時点で一人に特定できない場合は、複数（3名まで）の者を配置予定技術者とすることができる。この場合、競争参加資格確認資料はすべての配置予定技術者について提出するものとする。なお、落札者は、契約時に1名を選択するものとする。
- （以下は、特例監理技術者の配置を認める場合に記載すること。）
- 特例監理技術者の配置を予定する場合は、上記「複数（3名まで）」は、「複数（3名まで（監理技術者補佐を含まない。）」に、上記「契約時に1名を選択するものとする。」は、「契約時に1名を選択し、監理技術者補佐を別に1名専任で

配置するものとする。」と読み替える。

(カ)本工事は、特例監理技術者の配置は認めない。**(特例監理技術者の配置を認めない工事の場合に記載すること。)**

(ク)本工事は、特例監理技術者の配置を認める工事である。特例監理技術者の配置を行う場合は以下の①～⑨**(維持工事の場合は①～⑩)**の要件をすべて満たさなければならない。

①監理技術者補佐を専任で配置すること。

②監理技術者補佐は、主任技術者の資格を有する者（建設業法第7条第2号イ、ロ又はハに該当する者）のうち、一級の技術検定の第一次検定に合格した者（一級施工管理技士補）又は一級施工管理技士等の国家資格、学歴若しくは実務経験により監理技術者の資格を有する者であること。

なお、監理技術者補佐として認められる業種は、主任技術者の資格を有する業種に限られること。

③監理技術者補佐が一級施工管理技士補の場合、当該一級施工管理技士補に係る技術検定種目は、特例監理技術者に求める技術検定種目と同じであること。

④監理技術者補佐は、直接的かつ恒常的な雇用関係があり、競争参加資格確認申請のあった日以前に、3月以上の雇用関係があるものであること。**(災害復旧工事の場合は、「3月以上」を削除すること。)**

⑤同一の特例監理技術者が兼務できる工事数は、本工事を含め2件までであること。

⑥特例監理技術者が兼務する工事は、茨城県内の工事であること。

⑦特例監理技術者は、施工における主要な会議への参加、工事現場の巡回、主要な工程の立ち合い等の職務を適正に遂行すること。

⑧特例監理技術者と監理技術者補佐との間で常に連絡が取れる体制であること。

⑨監理技術者補佐が担う業務等について、明らかにすること。

⑩特例監理技術者が兼務できる工事は維持工事※以外の工事でなければならない。

(※「維持工事」とは24時間体制での応急処理工又は緊急巡回が必要な工事その他通年での社会機能の維持に不可欠な工事)

(特例監理技術者の配置を認める場合に記載すること)

(8) 施工計画が、主要工種の施工方法及び工程並びに安全対策等について、適正であること。(施工計画審査型の場合のみ)

(9) (地域名)内に建設業法に基づく主たる営業所(本店)又は営業所(支店等)があること。

(10)会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者(以下「更生会社」という。)又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者(以下「再生会社」という。)でないこと。(更生計画の認可が決定した後又は再生計画の認可決定が確定した後に茨城県知事が一般競争入札参加資格の再認定をした者を除く。)

(11)入札に参加しようとする者が、競争参加資格の確認の申請を行う日から開札予定日までの期間において、茨城県建設工事等請負業者指名停止等措置要領に基づく指名停止措置を受けていないこと。

(12)対象工事に係る設計業務等の受託者又は受託者と資本若しくは人事面において関連がある者でないこと。

(13) (3)に掲げる建設工事の種類) について、特定建設業の許可を受けていること。

(発注金額等に応じて、特定建設業とすること)

(14) (3)に掲げる建設工事の種類) について、契約締結日から1年7月以内の審査基準日の経営事項審査(建設業法第27条の23第1項に定めるものをいう。)を受けている者であること。

(15)建設業法施行令第27条第2号により複数工事の技術者を兼務する場合には下記のすべてを満たす者であること。

(ア)兼務する工事のうち、いずれかが災害復旧工事であり、かつ工事現場が同一市町村(市町村)であること

(イ)兼務するいずれの工事においても監理技術者ではないこと

(ウ)建設業法に規定する経營業務の管理責任者等及び営業所の専任技術者でないこと

(エ)本工事、兼務する工事及び他の工事の現場代理人でないこと

(技術者が専任を要する工事の場合に記載すること。)

(16) (その他の資格要件)

3 設計業務等の受託者等

(1) 2(12)の「対象工事に係る設計業務等の受託者」とは、次に掲げる者である。

〇〇〇〇株式会社

(2) 2(12)の「受託者と資本若しくは人事面において関連がある者」とは、次に該当するものである。

(ア) 〇〇〇〇株式会社の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている建設業者

(イ) 建設業者の代表権を有する役員が〇〇〇〇株式会社の代表権を有する役員を兼ねている場合における当該建設業者

4 競争参加資格の確認等

(1) 対象工事の入札参加を希望する者は、あらかじめ競争参加資格確認申請書(様式第3号。以下「申請書」という。)、競争参加資格確認資料(様式第4号。以下「資料」という。)及び競争参加資格の裏付資料各1部を(持参又は郵送)により提出し、競争参加資格確認通知書(様式第6号)の交付を受けなければならない。なお、特例監理技術者の配置を予定する場合は、特例監理技術者の配置に関する届出書(様式第4-1号)を資料に添付して提出しなければならない。ただし、担当部局の了解を得た場合に限り、電子メール(画像ファイル)による提出についても可とする。

(電子メールの受信可能容量は10メガバイトとなっているので、注意すること。)

2(7)に掲げる事項に該当する場合にあっては、すべての配置予定技術者について、申請書等を作成のうえ、提出するものとする。

また、この工事の配置予定技術者が他の工事の配置予定技術者と重複する場合にあっては、主任(監理)技術者重複申請調書を提出すること。

(ア) 申請書等の提出期限・場所

- ・ 年 月 日 () 時必着
(ただし、郵送による受領期限は 年 月 日 (書留郵便に限る。))
- ・ 場所 (ただし、郵送による場合は提出先)
- ・ 電子メールアドレス (所属やグループのアドレスを記載)

(イ) 申請書、資料の作成説明会

実施しない。

下記により実施する。

- ・ 日時 年 月 日 () 時から
- ・ 場所

(ウ) 申請書、資料のヒアリング

実施しない。

下記により実施する。

- ・ 日時
- ・ 場所

(エ) 競争参加資格の確認は、申請書の申請日現在で行い、その結果は、競争参加資格確認通知書により、原則として8日以内（茨城県の休日を定める条例（平成元年茨城県条例第7号）第1条に規定する県の休日（以下「休日」という。）を除く。）に回答する。

(オ) 競争参加資格の裏付資料として、下記のことを提出すること。ただし、競争参加資格要件として付されていない条件に係るものは除く。

- ・ 入札に参加しようとする者の施工実績が確認できる資料
- ・ 配置予定技術者の資格認定証明書の写し
- ・ 配置予定技術者の監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了履歴の写し（監理技術者又は特例監理技術者として配置しようとする場合のみ）
- ・ 配置予定技術者の施工経験が確認できる資料
- ・ 入札に参加しようとする者と配置予定技術者との雇用関係が確認できる資料（健康保険被保険者証等の写し）
- ・ 最新の経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書（建設業法第27条の27第1項及び第27条の29第1項に基づく通知（建設業法施行規則別記様式第25号の15））の写し

総合評定値の請求をしていない者にあつては、最新の経営規模等評価結果通知書及び経営状況分析結果通知書（建設業法第27条の25第1項に基づく通知（建設業法施行規則別記様式第25号の13））の写し

(2) 競争参加資格がないと認められた者は、その理由について、説明を求めることができる。ただし、説明を求める場合には、(1)(エ)の通知を受けた日の翌日から起算して7日以内（休日を除く。）に 部 課所長に書面（様式は別に定める。）により行わなければならない。

(3) 受付日時までに申請書及び資料を提出しない者又は競争参加資格がないと認められ

た者は、本競争入札に参加できない。

- (4)他の工事を落札したことにより申請した配置予定技術者を本工事に配置できなくなったときは、競争参加資格確認申請書・入札参加申込書取下げ書（以下「取下げ書」という。）を開札日時までに提出すること。郵送による場合には書留郵便によること。なお、緊急やむを得ないと認められる場合には担当部局に電話により連絡し、取下げ書をファクシミリにより提出したうえで、速やかに書面を郵送すること。ただし、担当部局の了解を得た場合に限り、書留郵便ではなく、電子メール（画像ファイル）による提出についても可とする。

（電子メールの受信可能容量は10メガバイトとなっているので、注意すること。）

5 設計図書の閲覧等

- (1)設計図書は次により閲覧に供する。

(ア)ホームページ

URL：

(イ)公共事業情報センター（若しくは発注機関）

・ 期間

公告の日～ 年 月 日（ただし、休日を除く）

いずれも9時から（水曜日のみ10時から）16時まで（ただし、正午から13時を除く。）

・ 場所

- (2)設計図書に対する質問がある場合は、簡易な内容確認を除き、ファクシミリ又は電子メールにより行うこと。

回答は、書面又は電子メールをもって行い、(1)の場所で閲覧に供する。

・ 質疑受付時間

年 月 日～ 年 月 日（ただし、休日を除く。）

いずれも9時から16時まで（ただし、正午から13時を除く。）

・ 書面の提出先 茨城県 部 課・所

・ 電子メールアドレス（所属やグループのアドレスを記載）

・ 回答閲覧期間

年 月 日～ 年 月 日（ただし、休日を除く。）

いずれも9時（水曜日のみ10時から）から16時まで（ただし、正午から13時を除く。）

6 現場説明会

実施しない。

下記により実施する。なお、図面及び仕様書の写しをもっている者は、持参すること。

(1)日時 年 月 日（ ） 時から

(2)場所

7 競争入札執行の日時及び場所

(1)日時 年 月 日（ ） 時から

(郵送又は電子メールによる入札書の受領期限は、年 月 日 () 時必着とする。(郵送の場合は書留郵便に限る。))

(2) 場所 (郵送による場合は入札書の提出先)

(3) 電子メールアドレス (所属やグループのアドレスを記載)

8 予定価格

- ・ 円 (消費税及び地方消費税を含む。)

9 入札方法等

(1) 入札に当たっては、下記の書類を提出すること。

- ・ 入札書 (茨城県建設工事執行規則 (昭和43年茨城県規則第69号) 様式第1号)
- ・ 工事費内訳書 (別に定める作成例に準じ作成するもの)
- ・ 連絡担当者の名刺1枚
- ・ 競争参加資格確認通知書の写し

(2) 入札書は、本人又は委任状の交付を受けた代理人が持参するものとし、郵送又は電子メールによる入札は認めない。(紙入札の場合に記載)

(2) 入札書は、郵送するものとし、持参又は電子メールによる入札は認めない。ただし、担当部局の了解を得た場合に限り、電子メール (画像ファイル) による提出についても可とする。

また、入札書余白に「くじ番号 (任意の3桁の数字)」を記入して提出すること。なお、くじ番号の記載がない場合は「000」とみなす。

郵送による入札書の提出に際しては、封筒を任意の二重封筒とし、次のとおりとする。

- ・ 中封筒は、入札書を入れて、封かんのうえ、「入札書在中」を朱書き表記し、開札日、入札に係る工事名、入札参加者の商号又は名称、担当者氏名及び連絡先を表記すること

- ・ 表封筒は、入札書を同封した中封筒、工事費内訳書、連絡担当者の名刺1枚、競争参加資格確認通知書の写しを入れ、表に入札書送付先郵便番号、住所及び入札執行課 (所) 名、入札に係る工事番号及び工事名、入札参加者の住所及び商号又は名称、担当者氏名及び連絡先を表記し、併せて「入札書在中」及び開札日を朱書きすること。

電子メールによる入札書の提出に際しては、電子メール題名に入札書と記載するとともに、電子メール本文に開札日、入札に係る工事番号及び工事名、入札参加者の住所及び商号又は名称、担当者氏名及び連絡先を記載するとともに、(1)の書類を画像ファイル (tif、jpg、png) に変換し、パスワードを設定したうえで、電子メールに添付するものとする。パスワードは別の電子メールにて送付すること。(電子メールの受信可能容量は10メガバイトとなっているので、注意すること。)(郵便入札の場合に記載)

(3) 入札に際しては、地方自治法 (昭和22年法律第67号)、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律 (昭和22年法律第54号) 等関係法令を遵守すること。

(4) 入札に当たっては、競争を制限する目的で入札参加者と入札価格等についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。また、落札決定前に、他

の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。

- (5) 入札参加者が連合し、又は不誠実な行為をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくはとりやめることがある。
- (6) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (7) 提出した入札書の引き換え又は変更は認めない。
- (8) 入札執行回数は、1回とする。
- (9) 落札者は、予定価格の制限の範囲内の価格で入札した者のうち、最低の価格の申込者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認めるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認めるときは、その者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。
- (10) あらかじめ調査基準価格を設定している場合、調査基準価格を下回る価格をもって申込みをした者について、当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認めるときは、(9)によらず、その者を落札者とししない。また、あらかじめ最低制限価格を設定している場合は、最低制限価格を下回る価格をもって申込みをした者については、(9)によらず落札者とししない。
- (11) 落札となるべき同額の入札をした者が2者以上あるときは、入札書のくじ番号と、茨城県建設工事等電子入札システムにおける電子くじ判定の計算式を基に、落札者を決定する。なお、入札書提出日時は、郵送による場合は書留等の到着時点、電子メールによる場合は電子メール受信時点とする。入札書提出日時が同じ場合には、郵送による場合には書留等の引受時点、電子メールによる場合は電子メール受信時点を比較して早い者を、入札書が先に到達したものとみなす。

（郵便入札の場合に記載）

- (12) 書類提出後に入札を希望しない場合には、辞退することができる。入札を辞退するときは、入札書の提出締切日までに辞退届を郵送（書留郵便に限る。）又は電子メールにより提出すること。期限までに入札書が提出されない場合には、入札を辞退したものとみなす。

入札を辞退したものは、これを理由として以後の入札において不利益な取扱いを受けるものではない。（郵便入札の場合に記載）

10 入札保証金

免除する。

11 工事費内訳書の提出

- (1) 入札に際し、入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳書の提出を求める。
- (2) 工事費内訳書の様式は別に定める作成例に準じたものとする。

(3) 提出された工事費内訳書は、返却しない。また、引換え、変更又は取消しは認めない。

(4) 工事費内訳書の提出は、契約上の権利義務を生じるものではない。

(5) 談合があると疑うに足る事実があると判断される場合には、提出された工事費内訳書を公正取引委員会等に提出する。

12 契約保証金

納付する。ただし、利付国債、利付茨城県債の提供又は金融機関等の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金の納付を免除する。

13 調査基準価格

設定する。

設定しない。

14 最低制限価格

設定する。

設定しない。

15 請負契約書作成

建設工事請負契約書（茨城県建設工事執行規則様式第2号）により、契約書を作成するものとする。

16 支払条件

(1) 前払金

公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社（(2)において「保証事業会社」という。）と前払金の保証契約を締結した場合は、請負代金のうち、その4割で計算した金額以内の前払金を請求できる。

(2) 中間前払金

中間前払金の認定を受け、保証事業会社と中間前払金の保証契約を締結した場合は、請負代金のうち、2割以内の中間前払金を請求できる。

(3) 部分払

請求できる。ただし、回数は協議して定める。

なお、(3)の請求の後に、(2)の請求はできないものとする。

17 契約の効力

本工事に係る工事請負契約については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号の規定による県議会の議決を得た日から本契約とする。なお、この場合においては、落札者となったものは本県と仮契約を締結することとし、仮契約の相手方が仮契約締結後県議会の議決までの間に競争参加資格要件を満たさなくなったとき又は県が茨城県建設工事等請負業者指名停止等措置要領に基づく指名停止措置要件に該当すると認めたとき、若しくは指名停止措置を行ったときは、県は仮契約を解除することができる。この場合、県は契約解除に伴う損害賠償の責めを一切負わない。（議会の承認を要する契約に限る。）

18 入札の無効

- (1) 次のいずれかに該当する場合の入札は、無効とする。
- (ア) 入札について不正の行為があった場合
 - (イ) 入札書に記載した金額その他必要事項を確認しがたい場合
 - (ウ) 指定の入札日時までに到達しない場合
 - (エ) 入札書を2通以上提出した場合
 - (オ) 他の代理を兼ね又は2人以上の代理をした場合
 - (カ) 持参の場合は、代理人が委任状を持参しない場合
 - (キ) 工事費内訳書の提出がない場合
- (2) この公告において示した競争参加資格のない者のした入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者のした入札並びにこの公告において示した入札に関する条件に違反した入札は無効とする。
- (3) 競争参加資格確認通知書により競争参加資格があると認められた者であっても、資格確認の日から開札予定日までの間に指名停止措置を受けた者のした入札は無効とする。
- (4) 開札時点において2に掲げる競争参加資格のない者のした入札は、無効とする。
- (5) 他の工事を落札したことによりこの工事に配置予定として申請した技術者を配置できなくなった者のした入札は無効とする。

19 火災保険付保の要否

否（要）

20 当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無

無（有）

21 入札執行の取り止め

入札参加者が1者のときは、この入札の執行を取り止める。

（1者入札が中止の場合に記載する。）

22 その他

- (1) 落札決定後、CORINS等により配置予定技術者の専任義務に違反の事実が確認された場合は、契約を結ばないことがある。
- (2) 監理技術者、特例監理技術者、監理技術者補佐又は主任技術者（以下「監理技術者等」という。）の途中交代については、監理技術者等の死亡、傷病、出産、育児、介護又は退職等の場合や、受注者の責によらない契約事項の変更に伴う場合、工場から現地へ工事の現場が移行する場合、工事工程上技術者の交代が合理的な場合に認める。
- なお、監理技術者等を変更する場合は、2(7)の基準を満たし、かつ、当初の配置予定技術者と同等以上の者を配置しなければならない。また、工事の継続性、品質確保等に支障を生じさせない観点から、交代の時期は工程上一定の区切りと認められる時点とすること、工事の規模、難易度等に応じ一定期間重複して工事現場に配置するなどの措置をとること。
- (3) 提出された資料は、返却しない。ただし、公表したり、又は無断で他の目的に使用することはしない。
- (4) 申請書又は資料に虚偽の記載をした場合においては、指名停止措置を行うことがあ

る。

- (5) この工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事であるため、設計図書等に記載された処理方法及び処理場所等を参考にしたうえで入札すること。

また契約にあたり、分別解体等の方法、解体工事に要する費用、再資源化等をするための施設の名称及び所在地、再資源化に要する費用を契約書に記載する必要があることから、落札者は落札決定後に発注者と協議すること。

- (6) 本工事の担当部局は次のとおりであり、不明の点については照会すること。

部	課・所	担当
電話		

- (7) 入札に関連する様式等については、以下のアドレスよりダウンロードすること。

URL：<http://www.pref.ibaraki.jp/doboku/kanri/kensetsu/menu/koukokukyoutsuhen/yo.html>

※ 標準公告の競争参加資格要件等については、工事の規模や技術的難易度を考慮し、入札委員会に諮り適宜追加変更ができるものとする。

（公告時には、この項目を削除すること。）

入 札 公 告

地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号。以下「令」という。）第１６７条の６の規定に基づき、一般競争入札について次のとおり公告する。

年 月 日

茨城県知事

1 入札対象工事

- (1) 工事名
- (2) 工事場所
- (3) 工事概要
（規模、構造、工法等を記載すること。）
- (4) 工 期 日 間
- (5) 建設工事の種類（業種区分）

2 競争参加資格

本工事の入札に参加する者に必要な資格は、次のとおりである。

- (1) 本件を目的とする特定建設工事共同企業体の資格決定を受けている者であること。
- (2) 施工計画が、主要工種の施工方法及び工程並びに安全対策等について、適正であること。（施工計画審査型の場合のみ）
- (3) 構成員の出資比率の下限は % 以上、代表構成員の出資比率は構成員中最大であること。
- (4) 経常建設共同企業体が構成員となる結成ではないこと。
- (5) 特定建設工事共同企業体の全ての構成員に必要な資格は、次のとおりである。
 - (ア) 令第１６７条の４第１項の規定に該当していない者及び同条第２項の規定に基づく茨城県の入札参加の制限を受けていない者であること。
 - (イ) 茨城県建設工事入札参加資格審査要項（平成７年茨城県告示第４７３号）に基づき、一般競争入札参加資格の認定を受けている者であること。
 - (ウ) 会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（以下「更生会社」という。）又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（以下「再生会社」という。）でないこと。（更生計画の認可が決定した後又は再生計画の認可決定が確定した後に茨城県知事が一般競争入札参加資格の再認定をした者を除く。）
 - (エ) 構成員の全てが、競争参加資格の確認の申請を行う日から開札予定日までの期間において、茨城県建設工事等請負業者指名停止等措置要領に基づく指名停止措置を受けていないこと。
 - (オ) 対象工事に係る設計業務等の受託者又は受託者と資本若しくは人事面において関連がある者でないこと。

- (カ) (建設工事の種類)について、特定建設業の許可を受けていること。
- (キ) (建設工事の種類)について、契約締結日から1年7月以内の審査基準日の経営事項審査(建設業法(昭和24年法律第100号)第27条の23第1項に定めるものをいう。)を受けている者であること。
- (6) 代表構成員は、次の基準を満たす者であること。
- (ア) (5)(カ)に掲げる建設工事の種類)工事について、(・年度)建設工事入札参加資格者名簿に登載された格付けが 等級であること。
- (かつ、) (・年度)建設工事入札参加資格者名簿に登載された総合点数が、点以上の者であること。(いずれか又は双方を指定すること。)
- (イ) (5)(カ)に掲げる建設工事の種類)について、(・年度)建設工事入札参加資格者名簿に登載された年間平均完成工事高が 円以上の者であること。
- (ウ) (地域名)内で、(発注者名)の発注した一件の規模が 円以上の(同種又は類似の工事の内容を詳細に)工事のうち、年 月 日から年 月 日の期間に竣工した工事を元請として施工した実績があること。(共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。)
- (エ) 茨城県が発注した一件の規模が 円以上の(工事の内容を詳細に)工事のうち、年 月 日から年 月 日の期間に竣工した工事を元請として施工した実績があること。(共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。)
- (オ) 次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を対象工事に専任で配置できること。なお、本工事は建設業法26条第3項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者(以下「特例監理技術者」という。)の配置は認めない。
- ① (代表的な資格の名称)の資格を有する等、(5)(カ)に掲げる建設工事の種類)について、建設業法第26条に規定する者であること。
- ただし、主任技術者にあつては、国家資格を有する者に限る。
- ② 監理技術者にあつては、監理技術者資格者証を有し、監理技術者講習を修了している者であること。
- ③ 直接的かつ恒常的な雇用関係があり、競争参加資格申請のあった日以前に3月以上の雇用関係がある者であること。
- ④ (発注者名)の発注した(同種又は類似の工事の内容を詳細に)工事のうち、年 月 日から年 月 日の期間に竣工した工事を、元請の(主任(監理)技術者等、詳細に)として施工した経験を有する者であること。
- ⑤ 競争参加資格の確認申請時に、建設業許可における営業所の専任技術者でないこと。
- ⑥ 競争参加資格の確認申請時に、建設業許可における建設業法施行規則(昭和24年建設省令第14号)第7条第1号に規定する常勤役員等及び当該常勤役員等を直接に補佐する者(経營業務の管理責任者等)でないこと。
- ⑦ 現在他の工事に配置されている主任技術者又は監理技術者若しくは建設業法第26条第3項ただし書による監理技術者の職務を補佐する者(以下「監理技術者補佐」という。)にあつては、工期の始期日から配置でき、かつ本工事の着手日に

において専任で配置できること。

⑧ 本工事における配置予定技術者を申請時点で一人に特定できない場合は、複数（3名まで）の者を配置予定技術者とすることができる。この場合、競争参加資格確認資料はすべての配置予定技術者について提出するものとする。なお、落札者は、契約時に1名を選択するものとする。

(カ) (地域名) 内に建設業法に基づく主たる営業所（本店）又は営業所（支店等）があること。

(キ) (その他の資格要件)

(7) 代表構成員以外の構成員は、次の基準を満たす者であること。

(ア) ((5)カ)に掲げる建設工事の種類) 工事について、(・ 年度) 建設工事入札参加資格者名簿に登録された格付けが 等級であること。

(かつ、) (・ 年度) 建設工事入札参加資格者名簿に登録された総合点数が、点以上の者であること。(いずれか又は双方を指定すること。)

(イ) ((5)カ)に掲げる建設工事の種類) について、(・ 年度) 建設工事入札参加資格者名簿に登録された年間平均完成工事高が 円以上の者であること。

(ウ) (地域名) 内において、(発注者名) の発注した一件の規模が 円以上の(同種又は類似の工事の内容を詳細に) 工事のうち、年 月 日から年 月 日の期間に竣工した工事を元請として施工した実績があること。(共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。)

(エ) 茨城県が発注した一件の規模が 円以上の(工事の内容を詳細に) 工事のうち、年 月 日から年 月 日の期間に竣工した工事を元請として施工した実績があること。(共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。)

(オ) 次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を対象工事に専任で配置できること。なお、本工事は特例監理技術者の配置は認めない。

① (代表的な資格の名称) の資格を有する等、((5)カ)に掲げる建設工事の種類) について、建設業法第26条に規定する者であること。

ただし、主任技術者にあつては、国家資格を有する者に限る。

② 監理技術者にあつては、監理技術者資格者証を有し、監理技術者講習を修了している者であること。

③ 直接的かつ恒常的な雇用関係があり、競争参加資格申請のあった日以前に3月以上の雇用関係がある者であること。

④ (発注者名) の発注した(同種又は類似の工事の内容を詳細に) 工事のうち、年 月 日から年 月 日の期間に竣工した工事を、元請の(主任(監理)技術者等、詳細に) として施工した経験を有する者であること。

⑤ 競争参加資格の確認申請時に、建設業許可における営業所の専任技術者でないこと。

⑥ 競争参加資格の確認申請時に、建設業許可における建設業法施行規則第7条第1号に規定する常勤役員等及び当該常勤役員等を直接に補佐する者(経營業務の管理責任者等) でないこと。

⑦現在他の工事に配置されている主任技術者又は監理技術者若しくは監理技術者補佐にあつては、工期の始期日から配置でき、かつ対象工事の着手日において専任で配置できること。

⑧本工事における配置予定技術者を申請時点で一人に特定できない場合は、複数（3名まで）の者を配置予定技術者とすることができる。この場合、競争参加資格確認資料はすべての配置予定技術者について提出するものとする。なお、落札者は、契約時に1名を選択するものとする。

(カ)（地域名）内に建設業法に基づく主たる営業所（本店）又は営業所（支店等）があること。

(キ)（その他の資格要件）

3 設計業務等の受託者等

(1) 2(5)(オ)の「対象工事に係る設計業務等の受託者」とは、次に掲げる者である。

・ ○○○○株式会社

(2) 2(5)(オ)の「受託者と資本若しくは人事面において関連がある者」とは、次に該当するものである。

(ア) ○○○○株式会社の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている建設業者

(イ) 建設業者の代表権を有する役員が○○○○株式会社の代表権を有する役員を兼ねている場合における当該建設業者

4 特定建設工事共同企業体としての入札参加資格審査申請

この工事の入札参加を希望する者（特定建設工事共同企業体）は、あらかじめ建設工事入札参加資格審査申請書（特定建設工事共同企業体用）等（以下「申請書」という。）を次により郵送（書留郵便に限る。）により提出し、入札参加資格の決定を受け、建設工事入札参加資格者名簿に登載されなければならない。

(1) 提出先

(2) 申請期間

・ 年 月 日 時 から 年 月 日 () 時まで

(3) 提出書類

(ア) 建設工事入札参加資格審査申請書（特定建設工事共同企業体用） 3部

(イ) 特定建設工事共同企業体協定書 3部

(ウ) 配置予定技術者の資格者証の写し、監理技術者資格者証の写し、監理技術者講習修了履歴の写し、雇用関係を証する書類（健康保険被保険者証等） 各3部

(エ) 代表構成員以外のすべての構成員が、代表構成員又はその受任者あてに入札・見積に関する権限を委任した旨の委任状 1通

(オ) 返信用封筒（(ア)～(ウ)に掲げる書類各2部を返送するのに必要な切手を貼付すること。） 1通

5 競争参加資格の確認等

(1) 対象工事の入札参加を希望する者は、あらかじめ競争参加資格確認申請書（様式第3号。以下「申請書」という。）、競争参加資格確認資料（様式第4号。以下「資料」という。）及び競争参加資格の裏付資料各1部を（持参又は郵送）により提出し、

競争参加資格確認通知書（様式第6号）の交付を受けなければならない。ただし、担当部局の了解を得た場合に限り、電子メール（画像ファイル）による提出についても可とする。

（電子メールの受信可能容量は10メガバイトとなっているので、注意すること。）

2(6)(オ)⑧、2(7)(オ)⑧に掲げる事項に該当する場合にあっては、すべての配置予定技術者について、申請書等を作成のうえ、提出するものとする。

また、この工事の配置予定技術者が他の工事の配置予定技術者と重複する場合にあっては、主任（監理）技術者重複申請調書を提出すること。

(ア) 申請書等の提出期限・場所

- ・ 年 月 日（ ） 時必着

（ただし、郵送による受領期限は 年 月 日（書留郵便に限る。））

- ・ 場所（ただし、郵送による場合は提出先）
- ・ 電子メールアドレス（所属やグループのアドレスを記載）

(イ) 申請書、資料の作成説明会

実施しない。

下記により実施する。

- ・ 日時 年 月 日（ ） 時から
- ・ 場所

(ウ) 申請書、資料のヒアリング

実施しない。

下記により実施する。

- ・ 日時
- ・ 場所

(エ) 競争参加資格の確認は、申請書の申請日現在で行い、その結果は、競争参加資格確認通知書により、原則として8日以内（茨城県の休日を定める条例（平成元年茨城県条例第7号）第1条に規定する県の休日（以下「休日」という。）を除く。）に回答する。

(オ) 競争参加資格の裏付資料として、下記のを提出すること。ただし、競争参加資格要件として付されていない条件に係るものは除く。

- ・ 入札に参加しようとする特定建設工事共同企業体の構成員の施工実績が確認できる資料
- ・ 配置予定技術者の資格証等の写し
- ・ 配置予定技術者の監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了履歴の写し（監理技術者として配置しようとする場合のみ）
- ・ 配置予定技術者の施工経験が確認できる資料
- ・ 特定建設工事共同企業体の構成員と配置予定技術者との雇用関係が確認できる資料（健康保険被保険者証等の写し）
- *健康保険被保険者証の写しはあらかじめ被保険者記号・番号の部分にマスキングを施した状態で提出すること。
- ・ 最新の経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書（建設業法第27条の27

第1項及び第27条の29第1項に基づく通知（建設業法施行規則別記様式第25号の15）の写し

総合評定値の請求をしていない者にあつては、最新の経営規模等評価結果通知書及び経営状況分析結果通知書（建設業法第27条の25第1項に基づく通知（建設業法施行規則別記様式第25号の13））の写し

- (2) 競争参加資格がないと認められた者は、その理由について、説明を求めることができる。ただし、説明を求める場合には、(1)(エ)の通知を受けた日の翌日から起算して7日以内（休日を除く。）に 部 課長に書面（様式は別に定める。）により行わなければならない。
- (3) 受付日時までに申請書及び資料を提出しない者又は競争参加資格がないと認められた者は、本競争入札に参加できない。
- (4) 他の工事を落札したことにより申請した配置予定技術者を本工事に配置できなくなったときは、競争参加資格確認申請書・入札参加申込書取下げ書（以下「取下げ書」という。）を開札日時までに提出すること。郵送による場合には書留郵便によること。なお、緊急やむを得ないと認められる場合には担当部局に電話により連絡し、取下げ書をファクシミリにより提出したうえで、速やかに書面を郵送すること。ただし、担当部局の了解を得た場合に限り、書留郵便ではなく、電子メール（画像ファイル）による提出についても可とする。

（電子メールの受信可能容量は10メガバイトとなっているので、注意すること。）

6 設計図書の見学等

(1) 設計図書は、次により見学に供する。

(ア) ホームページ

URL:

(イ) 公共事業情報センター（若しくは発注機関）

・ 期間

公告の日～ 年 月 日（休日を除く。）

いずれも9時から（水曜日のみ10時から）16時まで（ただし、正午から13時を除く。）

・ 場所

(2) 設計図書に対する質問がある場合は、簡易な内容確認を除き書面により行い、ファクシミリ又は電子メールにより行うこと。

回答は、書面又は電子メールをもって行い、(1)の場所で見学に供する。

・ 質疑受付時間

年 月 日～ 年 月 日（ただし、休日を除く。）

いずれも9時から16時まで（ただし、正午から13時を除く。）

・ 書面の提出先 茨城県 部 課・所

・ 電子メールアドレス（所属やグループのアドレスを記載）

・ 回答見学期間

年 月 日～ 年 月 日（ただし、休日を除く。）

いずれも9時（水曜日のみ10時から）から16時まで（ただし、正午から13時を除く。）

7 現場説明会

実施しない。

下記により実施する。なお、図面及び仕様書の写しをもっている者は、持参すること。

(1) 日時 年 月 日 () 時から

(2) 場所

8 競争入札執行の日時及び場所

(1) 日時 年 月 日 () 時から

（郵送又は電子メールによる入札書の受領期限は、年 月 日 () 時必着とする。（郵送の場合は書留郵便に限る。））

(2) 場所 （郵送による場合は入札書の提出先）

(3) 電子メールアドレス（所属やグループのアドレスを記載）

9 予定価格

・ 円（消費税及び地方消費税を含む。）

10 入札方法等

(1) 入札に当たっては、下記の書類を提出すること。

- ・入札書（茨城県建設工事執行規則（昭和43年茨城県規則第69号）様式第1号）
- ・工事費内訳書（別に定める作成例に準じ作成するもの）
- ・連絡担当者の名刺1枚
- ・競争参加資格確認通知書の写し

(2) 入札書は、本人又は委任状の交付を受けた代理人が持参するものとし、郵送又は電子メールによる入札は認めない。（紙入札の場合に記載）

(2) 入札書は、郵送するものとし、持参による入札は認めない。ただし、担当部局の了解を得た場合に限り、電子メール（画像ファイル）による提出についても可とする。

また、入札書余白に「くじ番号（任意の3桁の数字）」を記入して提出すること。なお、くじ番号の記載がない場合は「000」とみなす。

郵送による入札書の提出に際しては、封筒を任意の二重封筒とし、次のとおりとする。

・中封筒は、入札書を入れて、封かんのうえ、「入札書在中」を朱書き表記し、開札日、入札に係る工事名、入札参加者の商号又は名称、担当者氏名及び連絡先を表記すること

・表封筒は、入札書を同封した中封筒、工事費内訳書、連絡担当者の名刺1枚、競争参加資格確認通知書の写しを入れ、表に入札書送付先郵便番号、住所及び入札執行課（所）名、入札に係る工事番号及び工事名、入札参加者の住所及び商号又は名称、担当者氏名及び連絡先を表記し、併せて「入札書在中」及び開札日を朱書きすること。

電子メールによる入札書の提出に際しては、電子メール題名に入札書と記載するとともに、電子メール本文に開札日、入札に係る工事番号及び工事名、入札参加者の住所及び商号又は名称、担当者氏名及び連絡先を記載するとともに、(1)の書類を

画像ファイル(tif、jpg、png)に変換し、パスワードを設定したうえで、電子メールに添付するものとする。パスワードは別の電子メールにて送付すること。(電子メールの受信可能容量は10メガバイトとなっているので、注意すること。)(郵便入札の場合に記載)

- (3) 入札に際しては、地方自治法(昭和22年法律第67号)、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)等関係法令を遵守すること。
- (4) 入札に当たっては、競争を制限する目的で入札参加者と入札価格等についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。また、落札決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。
- (5) 入札参加者が連合し、又は不誠実な行為をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくはとりやめることがある。
- (6) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (7) 提出した入札書の引き換え又は変更は認めない。
- (8) 入札執行回数は、1回とする。
- (9) 落札者は、予定価格の制限の範囲内の価格で入札した者のうち、最低の価格の申込者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認めるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適當であると認めるときは、その者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。
- (10) あらかじめ調査基準価格を設定している場合、調査基準価格を下回る価格をもって申込みをした者について、当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認めるときは、(9)によらず、その者を落札者としない。また、あらかじめ最低制限価格を設定している場合は、最低制限価格を下回る価格をもって申込みをした者については、(9)によらず落札者としない。
- (11) 落札となるべき同額の入札をした者が2者以上あるときは、入札書のくじ番号と、茨城県建設工事等電子入札システムにおける電子くじ判定の計算式を基に、落札者を決定する。なお、入札書提出日時は、郵送による場合は書留等の到着時点、電子メールによる場合は電子メール受信時点とする。入札書提出日時が同じ場合には、郵送による場合には書留等の引受時点、電子メールによる場合は電子メール受信時点を比較して早い者を、入札書が先に到達したものとみなす。

(郵便入札の場合に記載)

- (12) 書類提出後に入札を希望しない場合には、辞退することができる。入札を辞退するときは、入札書の提出締切日までに辞退届を郵送(書留郵便に限る。)又は電子メールにより提出すること。期限までに入札書が提出されない場合には、入札を辞退し

たものとみなす。

入札を辞退したものは、これを理由として以後の入札において不利益な取扱いを受けるものではない。（郵便入札の場合に記載）

11 入札保証金

免除する。

12 工事費内訳書の提出

(1) 入札に際し、入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳書の提出を求める。

(2) 工事費内訳書の様式は別に定める作成例に準じたものとする。

(3) 提出された工事費内訳書は、返却しない。また、引換え、変更又は取消しは認めない。

(4) 工事費内訳書の提出は、契約上の権利義務を生じるものではない。

(5) 談合があると疑うに足りる事実があると判断される場合には、提出された工事費内訳書を公正取引委員会等に提出する。

13 契約保証金

納付する。ただし、利付国債、利付茨城県債の提供又は金融機関等の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金の納付を免除する。

14 調査基準価格

設定する。

設定しない。

15 最低制限価格

設定する。

設定しない。

16 請負契約書作成

建設工事請負契約書（茨城県建設工事執行規則様式第2号）により、契約書を作成するものとする。

17 支払条件

(1) 前払金

公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社（(2)において「保証事業会社」という。）と前払金の保証契約を締結した場合は、請負代金のうち4割で計算した金額以内の前払金を請求できる。

(2) 中間前払金

中間前払金の認定を受け、保証事業会社と中間前払金の保証契約を締結した場合は、請負代金のうち、2割以内の中間前払金を請求できる。

(3) 部分払

請求できる。ただし、回数は協議して定める。

なお、(3)の請求の後に、(2)の請求はできないものとする。

18 契約の効力

本工事に係る工事請負契約については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第9

6条第1項第5号の規定による県議会の議決を得た日から本契約とする。なお、この場合においては、落札者となったものは本県と仮契約を締結することとし、仮契約の相手方が仮契約締結後県議会の議決までの間に競争参加資格要件を満たさなくなったとき又は県が茨城県建設工事等請負業者指名停止等措置要領に基づく指名停止措置要件に該当すると認めたとき、若しくは指名停止措置を行ったときは、県は仮契約を解除することができる。この場合、県は契約解除に伴う損害賠償の責めを一切負わない。（議会の承認を要する契約に限る。）

19 入札の無効

(1) 次のいずれかに該当する場合の入札は、無効とする。

(ア) 入札について不正の行為があった場合

(イ) 入札書に記載した金額その他必要事項を確認しがたい場合

(ウ) 指定の入札日時までに到達しない場合

(エ) 入札書を2通以上提出した場合

(オ) 他の代理を兼ね又は2人以上の代理をした場合

(カ) 持参の場合は、代理人が委任状を持参しない場合

(キ) 工事費内訳書の提出がない場合

(2) この公告において示した競争参加資格のない者のした入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者のした入札並びにこの公告において示した入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

(3) 競争参加資格確認通知書により競争参加資格があると認められた者であっても、資格確認の日から開札日までの間に指名停止措置を受けた者のした入札は無効とする。

(4) 開札時点において2に掲げる競争参加資格のない者のした入札は、無効とする。

(5) 開札日までに他の工事を落札したことによりこの工事に配置予定として申請した技術者を配置できなくなった者のした入札は無効とする。

20 火災保険付保の要否

否（要）

21 当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無

無（有）

22 入札執行の取り止め

入札参加者が1者のときは、この入札の執行を取り止める。

（1者入札が中止の場合に記載する。）

23 その他

(1) 落札決定後、CORINS等により配置予定技術者の専任義務に違反の事実が確認された場合は、契約を結ばないことがある。

(2) 主任技術者又は監理技術者の途中交代については、主任技術者又は監理技術者の死亡、傷病、出産、育児、介護又は退職等の場合や、受注者の責によらない契約事項の変更に伴う場合、工場から現地へ工事の現場が移行する場合、工事工程上技術者の交代が合理的な場合に認める。

なお、主任技術者又は監理技術者を変更する場合は、2(6)(オ)及び2(7)(オ)の基準

を満たし、かつ、当初の配置予定技術者と同等以上の者を配置しなければならない。
また、工事の継続性、品質確保等に支障を生じさせない観点から、交代の時期は工程上一定の区切りと認められる時点とすること、工事の規模、難易度等に応じ一定期間重複して工事現場に配置するなどの措置をとること。

- (3) 提出された資料は、返却しない。ただし、公表したり、無断で他の目的に使用することはしない。
- (4) 申請書又は資料に虚偽の記載をした場合においては、指名停止措置を行うことがある。
- (5) 競争参加資格確認申請書提出後、代表構成員以外の構成員を原因として、指名停止となった共同企業体については、当該原因者構成員を他の者に替えて再結成し、その地位を承継することができる。再結成に伴う申請は次のとおりとする。

(ア) 申請期限

年 月 日 時まで

(イ) 提出場所

(ウ) 提出書類

- ① 特定建設工事共同企業体解散届
- ② 特定建設工事共同企業体協定書
- ③ 競争参加資格地位承継申請書
- ④ 4(3)に掲げる書類

- (6) この工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事であるため、設計図書等に記載された処理方法及び処理場所等を参考にしたうえで入札すること。

また、契約にあたり、分別解体等の方法、解体工事に要する費用、再資源化等をするための施設の名称及び所在地、再資源化に要する費用を契約書に記載する必要があることから、落札者は落札決定後に発注者と協議すること。

- (7) 本工事の担当部局は次のとおりであり、不明の点については照会すること。

部	課	担当
電話		

- (8) 入札に関連する様式等については、以下のアドレスよりダウンロードすること。

URL : <http://www.pref.ibaraki.jp/doboku/kanri/kensetsu/menu/koukokukyoutsuhen/yo.html>

※ 標準公告の競争参加資格要件等については、工事の規模や技術的難易度を考慮し、入札委員会に諮り適宜追加変更ができるものとする。

(公告時には、この項目を削除すること。)

(様式第1号)

一般競争入札対象除外決定伺い

													年	月	日	(部 課)			
会長	副 会 長			委 員															

1 当該工事の概要

(1) 工事名

(2) 工事内容

2 一般競争入札の対象工事から除外する理由

一般競争入札参加資格要件決定伺い

年 月 日 (部 課)

会長	副 会 長			委 員															

1 対象工事

(1) 所管事務所

(2) 工事名

(3) 工事場所

(4) 工事概要

(規模、構造、工法等を記載すること。)

(5) 工 期 (約 日間)

2 公 告 予 定 日 年 月 日 ()

3 入 札 予 定 日 年 月 日 ()

(郵送による受領期限 年 月 日 ())

4 発注形態 (単体又は経常建設共同企業体)

※ 特定建設工事共同企業体で実施する場合には、特定建設工事共同企業体結成条件決定伺いで委員会に諮ること。

5 資格要件

(1) 茨城県建設工事入札参加資格者名簿に登載された 工事の格付けが であること。

(2) 茨城県建設工事入札参加資格者名簿に登載された 工事の総合点数が、 点以上であること。

(3) 年間平均完成工事高が、 円以上であること。

(4) 期間に、元請として同種又は類似工事を施工した実績があること。

① 同種又は類似工事は、 とする。

② 上記工事の規模は、 とする。

③ 上記工事の施工地域は とし、発注者は とする。

(共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上のものに限る。)

(5) 期間に、茨城県が発注した 円以上の 工事について、元請として施工した実績があること。

(共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上のものに限る。)

(6) 次のすべての要件を満たす主任技術者又は監理技術者を対象工事に専任で配置できること。(ただし、建設業法第26条第3項ただし書き又は建設業法施行令第27条第2項に該当する場合は専任での配置を要しない。)

① 資格を有する等、 工事について建設業法第26条に規定する者であること。

② 監理技術者又は特例監理技術者にあつては、監理技術者資格者証を有し、監理技術者講習を修了している者であること。

③ 期間に、 の発注した同種又は類似工事を元請の として施工した経験を有する者であること。

(7) 内に建設業法に基づく主たる営業所(本店)又は営業所(支店等)があること。

(8) 工事について、特定建設業の許可を受けていること。

(9) その他の資格要件

注) 資格要件は、工事の規模や技術的難易度を考慮して適宜追加変更できるものとする。

本件責任者：氏名
担当者：氏名

連絡先
連絡先

(様式第3号) (その1) 単体用

競争参加資格確認申請書

年 月 日

茨城県知事 殿

(課扱い)

又は

所長 殿

住 所

商号又は名称

代表者氏名

年 月 日付で公告のありました

工事に係る競争参加資格について確認されたく、下記の書類を添えて申請します。

なお、成年被後見人及び被保佐人並びに破産者で復権を得ない者でないこと並びに添付書類の内容については事実と相違ないことを誓約します。

記

- 1 競争参加資格確認資料 (様式第4号)
- 2 施工計画を記載した書面 (施工計画審査型の場合のみ)
- 3 競争参加資格の裏付資料

(注) この申請書提出の際、競争参加資格確認通知書(様式第6号)に「共同企業体名称、代表構成員の商号又は名称及び代表者氏名並びに委任状の交付を受けた営業所長については営業所名並びに営業所長名」を記入したもの1部及び返信用封筒として、定型封筒(切手を貼り、表面に代表構成員の返信先の住所、名称等を記載したもの。)1部を提出願います。

本件責任者：氏名
担当者：氏名

連絡先
連絡先

(様式第3号) (その2) 経常建設共同企業体用又は特定建設工事共同企業体用

競争参加資格確認申請書

年 月 日

茨城県知事 殿

(課扱い)

又は

所長 殿

名称 (経常又は特定) 建設(工事) 共同企業体

住 所

代表構成員 商号又は名称

代表者氏名

住 所

構成員 商号又は名称

代表者氏名

年 月 日付で公告のありました

工事に係る競争参加資格について確認されたく、下記の書類を添えて申請します。

なお、成年被後見人及び被保佐人並びに破産者で復権を得ない者でないこと並びに添付書類の内容については事実と相違ないことを誓約します。

記

- 1 競争参加資格確認資料(様式第4号)
- 2 施工計画を記載した書面(施工計画審査型の場合のみ)
- 3 競争参加資格の裏付資料

(注) この申請書提出の際、競争参加資格確認通知書(様式第6号)に「共同企業体名称、代表構成員の商号又は名称及び代表者氏名並びに委任状の交付を受けた営業所長については営業所名並びに営業所長名」を記入したもの1部及び返信用封筒として、定型封筒(切手を貼り、表面に代表構成員の返信先の住所、名称等を記載したもの。)1部を提出願います。

(様式第4号) (1/2 面)

競争参加資格確認資料

入札希望 工事名 :
工事場所 :

商号又は名称

(1) 対象工事に係る総合点数		点	
(2) 対象工事に係る年間平均完成工事高		億円	
同種又は類似工事施工実績	工事名		
	工事場所		
	発注者名		
	契約金額		
	工期		
	受注形態	単体・経常JV(出資比率)・特定JV(出資比率)	
	構造形式		
	規模・寸法		
	使用機材・数量		
その他特記事項			
(4) 県工事の施工実績	工事名	契約金額	
	工事場所	工期 年 月～ 年 月	
(5) 技術者の資格・経験等	現住所	氏名	年齢
	所属会社・勤務課所		
	資格(名称・取得年・登録番号)		
	営業所の専任技術者であるか		(該当) 有・無
	経營業務の管理責任者等であるか		(該当) 有・無
	工事経歴の概要	工事名	発注者名
		工事場所	契約金額
工期 年 月～ 年 月		当時の役職	
工事内容			
(6) 建設業法に基づく主たる営業所(本店)又は営業所(支店等)の所在地			
(7) 更生手続き開始の申立てがなされている者又は再生手続き開始の申立てがなされている者か(茨城県知事が一般競争入札参加資格の再認定をした者を除く)		(該当) 有・無	
(8) 対象工事に係る設計業務等の受託者又は受託者と資本若しくは人事面において関連がある者か		(該当) 有・無	
(9) 対象工事に係る許可の種類		特・般	
(10)			

この書類の記載責任者・連絡先

商号 :
氏名(ふりがな) :
所属 :
電話番号 :
FAX番号 :
E-mail :

(様式第4号) (2/2 面)

作成要領

- 1 1/2面(1)～(6)には、公告において明示された競争参加資格があることを示す必要最小限の事項について記載すること。(競争参加資格要件として付されていない条件に係るものは空欄で可)
- 2 入札公告に示された時期、方法により、次の(1)～(4)の書類(競争参加資格の裏付け資料)を提出すること。ただし、競争参加資格要件として付されていない条件に係るものは除く。
 - (1) 施工実績の確認に要する書類
工事实績情報システム(CORINS)に登録された当該工事の登録内容確認書(以下「登録内容確認書」と言う。)又は契約書(又はこれに準ずるもの)の写し
 - * 登録内容確認書で工事概要等の判断が困難な場合には、工事概要書及び施工図面等の写しを添付すること。
 - * 登録内容確認書は、竣工時のものに限る。(2)において同じ。)
 - (2) 配置予定技術者の資格・施工経験の確認に要する書類
 - ・資格認定証明書、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了履歴の写し
 - ・登録内容確認書
 - (3) 配置予定技術者との雇用関係を証する書類(健康保険被保険者証等)
 - * 健康保険被保険者証の写しはあらかじめ被保険者記号・番号の部分にマスキングを施した状態で提出すること。
 - (4) 契約締結(予定)日から1年7月以内の審査基準日の経営事項審査を受審したことを証する書面(共同企業体の場合は、全ての構成員に係るもの)。
- 3 1/2面の(3)同種又は類似工事施工実績、(4)県工事の施工実績には、公告において明示した期間内に竣工したものを記載すること。
- 4 1/2面(7)以下の右欄には該当するものに○印を付すること。
- 5 この確認資料は、共同企業体の場合、すべての構成員について作成すること。

本件責任者：氏名 担 当 者：氏名	連絡先 連絡先
----------------------	------------

(様式第4-1号)

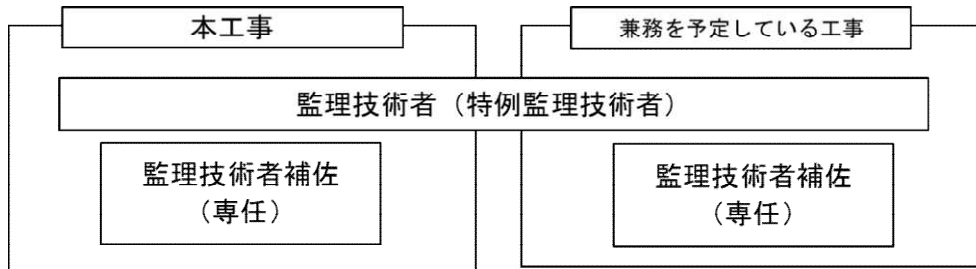
特例監理技術者の配置に関する届出書

年 月 日

殿

住 所
商号又は名称
代表者氏名

建設業法第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者（以下「特例監理技術者」という。）及び監理技術者を補佐する者（以下「監理技術者補佐」という。）の配置について、下記のとおり届け出ます。



特例監理技術者		氏名	
本 工 事	工事名		
	監理技術者補佐	現住所	氏名 年齢
		所属会社・勤務箇所	
		営業所の専任技術者であるか	(該当) 有 ・ 無
		経營業務の管理責任者であるか	(該当) 有 ・ 無
	監理技術者補佐の要件 1又は2を満たすこと	1 一級施工管理技士補であり、かつ主任技術者の要件を満たしている	
		① 一級施工管理技士補 名称(検定種目)・取得年・登録番号： ② 主任技術者となる資格もしくは実務経験 資格(名称・取得年・登録番号)： 実務経験：	
監理技術者補佐の雇用関係	2 監理技術者の資格要件を満たしている 資格名(名称・取得年・登録番号)：		
監理技術者補佐の雇用関係	監理技術者補佐は受注者と3か月以上の雇用関係がある ・健康保険被保険者証等で確認		
監理技術者補佐が行う業務内容			
兼 務 を 予 定 し て い る 工 事	発注者		
	担当部署		
	担当者及び連絡先		
	工事名		
	施工場所		
	工事内容		
	維持工事に該当	(該当) 有 ・ 無	
	工期		
	監理技術者補佐の氏名		

※資格者証等の写し、雇用関係が確認できる書類の写しを添付

(様式第5号)

一 般 競 争 参 加 資 格 決 定 伺 い

年 月 日 (部 課)

	会 長	副 会 長	委 員																		
1	工事名																				
2	工事場所																				

番号	商号又は名称	都道府 県名 又は 市町村 名	格付け 等級 総合点数 点以上	年間 平均 完成 工事高 億以上	同種類 似工事 の 施工 実績	県 工事 の 施工 実績	技術 者の 工事 経験	技術者 資格 級 業種	本店 又は 営業 所	その他 の競争 参加資 格	番号	商号又は名称	都道府 県名 又は 市町村 名	格付け 等級 総合点数 点以上	年間 平均 完成 工事高 億以上	同種類 似工事 の 施工 実績	県 工事 の 施工 実績	技術 者の 工事 経験	技術者 資格 級 業種	本店 又は 営業 所	その他 の競争 参加資 格
1											19										
2											20										
3											21										
4											22										
5											23										
6											24										
7											25										
8											26										
9											27										
10											28										
11											29										
12											30										
13											31										
14											32										
15											33										
16											34										
17											35										
18											36										

(注) 1 該当する各欄の資格要件に合致していれば○印、合致していなければ×印を付すこと。
 2 その他の競争参加資格の欄は、要領第3条(1)、(2)、(8)、(10)、(11)、(12)及び(13)号に該当しない場合、「____号×」と記入すること。

(様式第6号)

競争参加資格確認通知書

年 月 日

住 所
商号又は名称
代表者氏名

殿

茨城県 部 課所長

先に申請のあった

工事に係る競争参加資格について、下記のとおり確認したので、通知します。

なお、競争参加資格がないと通知された方は、当職に対して競争参加資格がないと認めた理由について説明を求めることができます。

この説明を求める場合は、この通知を受けた日の翌日から起算して7日以内にその旨を記載した書面（様式は別に定める。）を提出して下さい。

記

公 告 日	年 月 日
競争参加資格の有無	有 無
	競争参加資格がないと認めた理由

- 注) 1 入札参加者は、この通知書の写しを入札執行の際に (持参又は郵送若しくは電子メール)により提出することになります。
- 2 参加資格がないと認められた場合、その理由について説明を求めるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して7日以内に 部 課所長に書面を提出してください。この場合、原則として5日以内に回答します。
- 3 この工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事であるため、契約に当たり分別解体等の方法、解体工事に要する費用、再資源化等をするための施設の名称及び所在地、再資源化等に要する費用を建設工事請負契約書（以下「契約書」という。）に記載する必要があることから、設計図書等に記載された処理方法及び処分場所等を参考に積算した上で入札してください。なお、分別解体等の方法等を契約書に記載するために、落札者は落札決定後に発注者と協議を行ってください。

(様式第7号)

立会人記録書

年 月 日

課(所)長 殿

立会人	所属名
	職名
	氏名

私は、下記の工事に係る入札の開札に当たり、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号) 第167条の8(第167条の13において準用する場合を含む。)の規定に基づき、立ち会います。

記

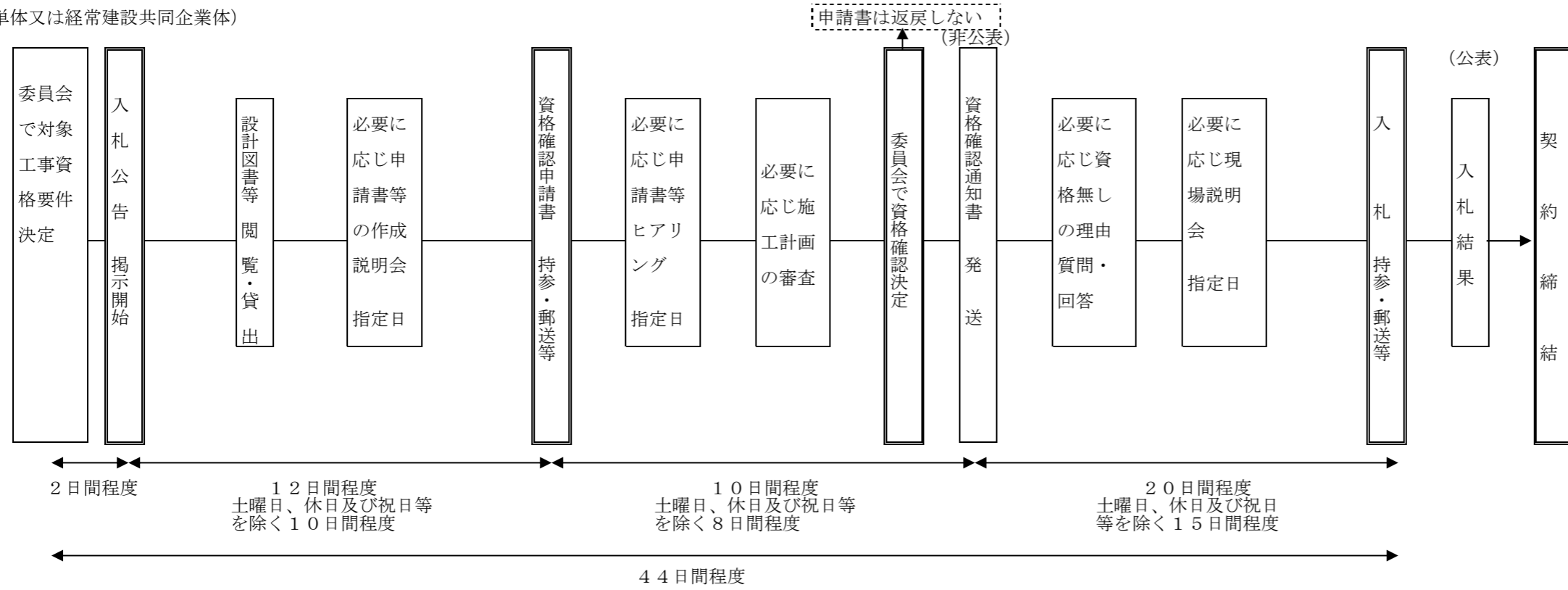
日 時 年 月 日 () 時

場 所

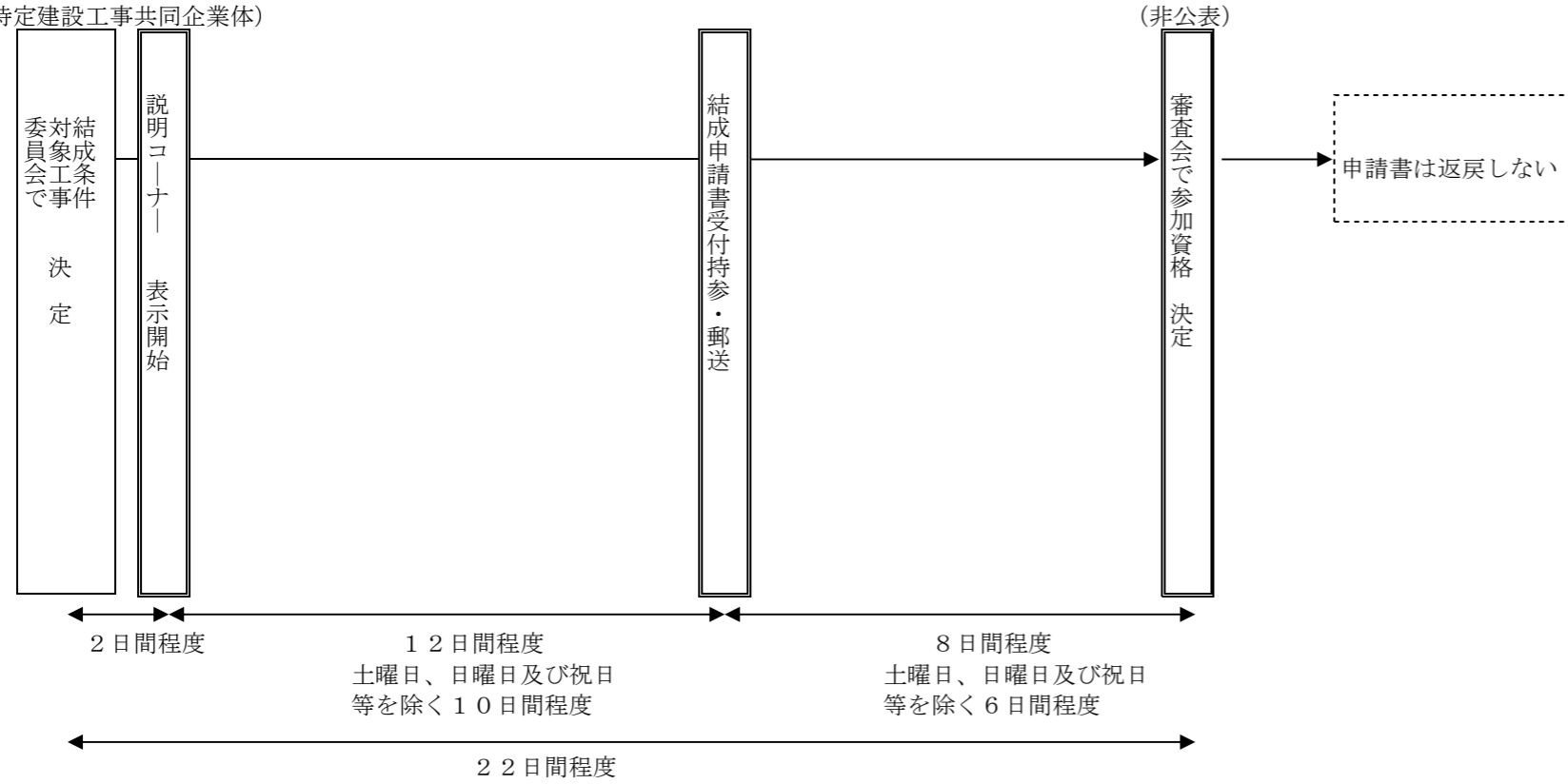
工事名

一般競争入札のフロー図 (標準)

(単体又は経常建設共同企業体)



(特定建設工事共同企業体)



別表（第4条第2項関係）

発注金額	全県域でのブロック数	
	土木(工事)事務所	土地改良部門
2億円以上	1	
3千万円以上	7	5
1千万円以上	12	8